

労働経済動向調査

【一般統計調査】

【実施機関】

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

【目的】

景気の変動、労働力需給の変化等が、雇用、労働時間等に及ぼしている影響や、それらに関する今後の見通し、対応策等について調査し、労働経済の変化の方向、当面の問題等を迅速に把握し、労働政策の基礎資料とすることを目的とする。

【公表】

インターネット及び印刷物（概要：調査実施月の翌月、詳細：調査実施年の翌年2月）

【調査の構成】

- 1-労働経済動向調査票（2月調査）
- 2-労働経済動向調査票（5月調査）
- 3-労働経済動向調査票（8月調査）
- 4-労働経済動向調査票（11月調査）

1-労働経済動向調査票（2月調査）

【調査対象】

（地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類に掲げる「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」（学術研究のうち、学術・研究開発機関を除く。）、「宿泊業、飲食サービス業」（飲食サービス業のうち、バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）、「生活関連サービス業、娯楽業」（生活関連サービス業のうち、家事サービス業、火葬・墓地管理業及び冠婚葬祭業を除く。）、「医療、福祉」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（政治・経済・文化団体、宗教、その他サービス業及び外国公務を除く。）に属し、常用労働者30人以上の民営事業所

【調査方法】

（選定）無作為抽出 （客体数）5,800/250,000 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年2月1日現在（一部の項目については、調査実施年の前年10月から調査実施年6月までの実績及び見込、又は調査実施年の前年2月から調査実施年1月までの実績） （系統）厚生労働省一報告者

【周期・期日】

（周期）四半期 （実施期日）毎年2月1日～2月7日

【調査事項】

1. 事業所の属性に関する事項 (1) 事業所の名称、所在地及び企業の常用労働者数、

2. 生産・売上等の動向に関する事項 (1) 生産・売上額等の対前期増減（見込）状況、
(2) 生産・売上額等の対前期増減（見込）理由
3. 雇用、労働時間の動向に関する事項 (1) 所定外労働時間の対前期増減（見込）状況、
(2) 労働者数の対前期増減（見込）状況、(3) 常用労働者の中途採用の実績・予定
4. 常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数に関する事項
5. 雇用調整等の実施状況に関する事項
6. 調査実施年の新規学卒者の採用内定状況に関する事項
7. 正社員以外の労働者から正社員への登用状況に関する事項

（総務省統計局「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」：平成 24 年 9 月 10 日承認）

注 調査事項 6 と 7 は、四半期によって異なる。採用内定状況を調べるのは 2 月調査の場合である。

2-労働経済動向調査票（5 月調査）

【調査対象】

（地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に基づく次の産業に属し、常用労働者 30 人以上を雇用する民営事業所。「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」（ただし、学術研究のうち、学術・開発研究機関を除く。）、「宿泊業、飲食サービス業」（ただし、飲食サービス業のうち、バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）、「生活関連サービス業、娯楽業」（ただし、生活関連サービス業のうち、家事サービス業、火葬・墓地管理業及び冠婚葬祭業を除く。）、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」（ただし、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業及び外国公務を除く。）

【調査方法】

（選定）無作為抽出 （客体数）5,800/250,000 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）5 月 1 日現在（一部の項目については、調査実施年 1 月から調査実施年 9 月までの実績及び見込） （系統）厚生労働省一報告者

【周期・期日】

（周期）四半期（実施期日）5 月 1 日～5 月 15 日

【調査事項】

1. 事業所の属性に関する事項、(1) 事業所の名称、所在地及び労働者数
2. 生産・売上等の動向に関する事項、(1) 生産・売上額等の対前期増減（見込）状況、
(2) 生産・売上額等の対前期増減（見込）理由
3. 雇用、労働時間の動向に関する事項、(1) 所定外労働時間の対前期増減（見込）状況、(2) 労働者数の対前期増減（見込）状況、(3) 常用労働者の中途採用の実績・予定

4. 常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数に関する事項
5. 雇用調整等の実施状況に関する事項
6. 調査実施翌年の新規学卒者の採用計画等に関する事項

(総務省統計局「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」：平成21年7月2日承認)

注 調査事項の6は、調査四半期によって異なる。採用計画を調べるのは5月調査の場合である。

3-労働経済動向調査票 (8月調査)

【調査対象】

(地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に基づく次の産業に属し、常用労働者30人以上を雇用する民営事業所。「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」(ただし、学術研究のうち、学術・開発研究機関を除く。)、 「宿泊業、飲食サービス業」(ただし、飲食サービス業のうち、バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。)、 「生活関連サービス業、娯楽業」(ただし、生活関連サービス業のうち、家事サービス業、火葬・墓地管理業及び冠婚葬祭業を除く。)、 「医療、福祉」、「サービス業(他に分類されないもの)」(ただし、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業及び外国公務を除く。)

【調査方法】

(選定) 無作為抽出(客体数) 5,800/250,000 (配布) 郵送(収集) 郵送・オンライン(記入) 自計(把握時) 8月1日現在(一部の項目については、調査実施年4月から調査実施年12月までの実績及び見込、又は調査実施年の前年8月から調査実施年7月までの実績並びに調査実施年8月から調査実施年の翌年7月までの見込)(系統) 厚生労働省一報告者

【周期・期日】

(周期) 四半期(実施期日) 8月1日～8月7日

【調査事項】

1. 事業所の属性に関する事項、(1) 事業所の名称、所在地及び労働者数、
2. 生産・売上等の動向に関する事項、(1) 生産・売上額等の対前期増減(見込)状況、(2) 生産・売上額等の対前期増減(見込)理由
3. 雇用、労働時間の動向に関する事項(1) 所定外労働時間の対前期増減(見込)状況、(2) 労働者数の対前期増減(見込)状況、(3) 常用労働者の中途採用の実績・予定
4. 常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数に関する事項
5. 雇用調整等の実施状況に関する事項
6. 既卒者の募集採用に関する事項
7. 新規学卒者採用枠での募集時期に関する事項

(総務省統計局「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」：平成21年7月2日承認)

注 調査事項の6と7は、調査四半期によって異なる。募集採用、時期を調べるのは8月調査の場合である。

4-労働経済動向調査票 (11月調査)

【調査対象】

(地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に基づく次の産業に属し、常用労働者30人以上を雇用する民営事業所。「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」(ただし、学術研究のうち、学術・開発研究機関を除く。)、 「宿泊業、飲食サービス業」(ただし、飲食サービス業のうち、バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。)、 「生活関連サービス業、娯楽業」(ただし、生活関連サービス業のうち、家事サービス業、火葬・墓地管理業及び冠婚葬祭業を除く。)、 「医療、福祉」、「サービス業(他に分類されないもの)」(ただし、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業及び外国公務を除く。)

【調査方法】

(選定) 無作為抽出(客体数) 5,800/250,000(配布) 郵送(収集) 郵送・オンライン(記入) 自計(把握時) 11月1日(現在一部の項目については、調査実施年7月から調査実施年の翌年3月までの実績及び見込、又は調査実施年の前年11月から調査実施年10月までの実績並びに調査実施年11月から調査実施年の翌年10月までの見込)
(系統) 厚生労働省一報告者

【周期・期日】

(周期) 四半期(実施期日) 11月1日～11月7日

【調査事項】

1. 事業所の属性に関する事項、(1) 事業所の名称、所在地及び労働者数
2. 生産・売上等の動向に関する事項、(1) 生産・売上額等の対前期増減(見込)状況、(2) 生産・売上額等の対前期増減(見込)理由
3. 雇用、労働時間の動向に関する事項、(1) 所定外労働時間の対前期増減(見込)状況、(2) 労働者数の対前期増減(見込)状況、(3) 常用労働者の中途採用の実績・予定
4. 常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数に関する事項
5. 雇用調整等の実施状況に関する事項
6. 調査実施年翌年の新規学卒者の採用内定状況に関する事項
7. 事業の見直しと雇用面での対応状況に関する事項

注 調査事項の7は、調査四半期によって異なる。事業の見直しと雇用面での対応状況を調べるのは11月調査の場合である。

(平成 28 年 11 月更新、総務省統計局「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」:
平成 27 年 7 月 27 承認)